

1 調査の概要

(1) 調査の目的

「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）」（大豆、原料用ばれいしょ及びてんさいが該当）及び「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）」（てんさい、さとうきび、原料用ばれいしょ及び原料用かんしょが該当）に基づく農業経営安定対策における生産条件に関する不利を補正するための交付金等の算定資料、いも・豆類、工芸農作物の生産対策及び作付農家の経営改善に必要な資料を整備することを目的としている。

(2) 調査の沿革

昭和8年に帝国農会の指導の下、経営改善資料として全国道府県農会において、「主要農作物経済調査」として工芸作物等の農作物を含めた生産費調査が開始された。

昭和12年には、かんしょ及びばれいしょがアルコールの原料として配給統制と価格公定されたのを契機に農林省農務局による生産費調査が開始されたが、昭和18年に後述の「主要農産物生産費調査」に統合された。

昭和14年には戦時経済の進行に伴い、物価上昇を抑制することを目的に「価格統制令」が公布され公定価格設定に生産費を基準とすることになり、翌15年から帝国農会において農林省委託の「主要農産物生産費調査」が開始され、昭和23年まで実施された。

なお、昭和23年に農林省統計調査局（現農林水産省大臣官房統計部）に移管されたが、調査は継続され集計を統計調査局で行い、昭和24年から統計調査局において調査機構の整備と各種の生産費の調査方式の併存から、これらを一元的に統合し「重要農産物生産費調査」として実施することとなった。昭和42年からこの名称を廃止し、「工芸農作物等の生産費調査」と呼称した。

その後、「農産物価格安定法」等の制定、政策上の要請の変化等により、調査項目、標本数等に所要の変更を加え調査を実施してきた。更に、平成2年から3年にかけて農産物生産費調査の見直し検討を行い、その検討結果を踏まえ、平成3年には近年の農業及び農業経営の著しい変化に対応できるよう調査項目の一部改正を行った。

平成6年には、農業経営の実態把握に重点を置き、農業経営収支と生産費の相互関係を明らかにするなど多面的な統計作成が可能な調査体系とすることを目的に、従来、別体系で実施していた農家経済調査と農畜産物生産費調査を統合し「農業経営統計調査」（指定統計第119号）として、農業経営統計調査規則（平成6年農林水産省令第42号）に基づき実施されることとなった。

いも・豆類、工芸農作物生産費については、平成7年から農業経営統計調査の下「いも・豆類、工芸農作物生産費統計」として取りまとめることとなり、同時に間接労働の取り扱い等の改正を行い、また、平成10年から家族労働費について、それまでの男女別評価から男女同一評価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金による評価）に改正が行われた。

平成16年には、食料・農業・農村基本計画等の新たな施策の展開に応えるため農業経営統計調査を、営農類型別・地域別に経営実態を把握する営農類型別経営統計に編成する調査体

系の再編・整備等の所要の見直しを行った。

これに伴って、いも・豆類、工芸農作物生産費統計についても、平成16年産より農家の農業経営全体の農業収支、自家農業投下労働時間の把握を取りやめ、自動車費を農機具費から分離・表章する等の一部改正を行った。

なお、価格安定対象作物以外の工芸農作物等（小豆、いんげん、らっかせい、こんにゃくいも、茶）の生産費統計及び畳表の経営収支は、平成15年をもって調査を終了し、平成16年より「品目別経営収支」に移行し、調査・把握を行うこととなった。

(3) 調査の根拠

農業経営統計調査は統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第119号として農業経営統計調査規則により実施した。

なお、農業経営統計調査へ統合前のいも・豆類、工芸農作物生産費調査は、統計報告調整法（昭和27年法律148号）に基づく承認統計として実施した。

(4) 調査の機構

この調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

(5) 調査の体系

農業経営統計調査については、平成16年1月より農業組織経営体を対象とする「農業組織経営体経営調査（承認統計）」を統合し、地域・営農類型に着目した新たな調査体系により実施している。（5ページ「農業経営統計調査の体系」参照。）

(6) 調査対象作目

調査対象作目は、次のとおりである。

調 査 の 種 類	調 査 対 象 作 目
原料用かんしょ生産費統計	原料用とする目的で栽培しているかんしょ
原料用ばれいしょ生産費統計	原料用とする目的で栽培しているばれいしょ
てんさい生産費統計	てんさい
大豆生産費統計	種実を生産する栽培をしている大豆
さとうきび生産費統計	さとうきび

(7) 調査対象と調査農家の選定方法

ア 調査対象

2000年世界農林業センサス（以下「2000年センサス」という。）で定める販売農家（経営耕地面積30a以上、又は過去1年間の農産物販売金額50万円以上の農家）のうち、対象作物の作付面積が10a以上で、かつ、販売している農家を対象とした。

イ 全国の標本数及び作付規模別標本配分

対象作物計算単位当たり資本利子・地代全額算入生産費を指標として、目標精度（標準

誤差率)を設定しており、対象作物別に設定した目標精度になるように標本数を定め、2000年センサスによる全国の対象作物作付規模別販売農家数を基に、原則として最適配分により作付規模別に標本数を配分した。

調 査 の 種 類	計算単位	目標精度(%)	標本数(戸)
原料用かんしょ生産費統計	100kg	4.0	53戸
原料用ばれいしょ生産費統計	100kg	4.0	61戸
てんさい生産費統計	1 t	2.0	110戸
大豆生産費統計	60kg	2.0	423戸
さとうきび生産費統計	1 t	3.0	158戸

ウ 都道府県別標本数の配分

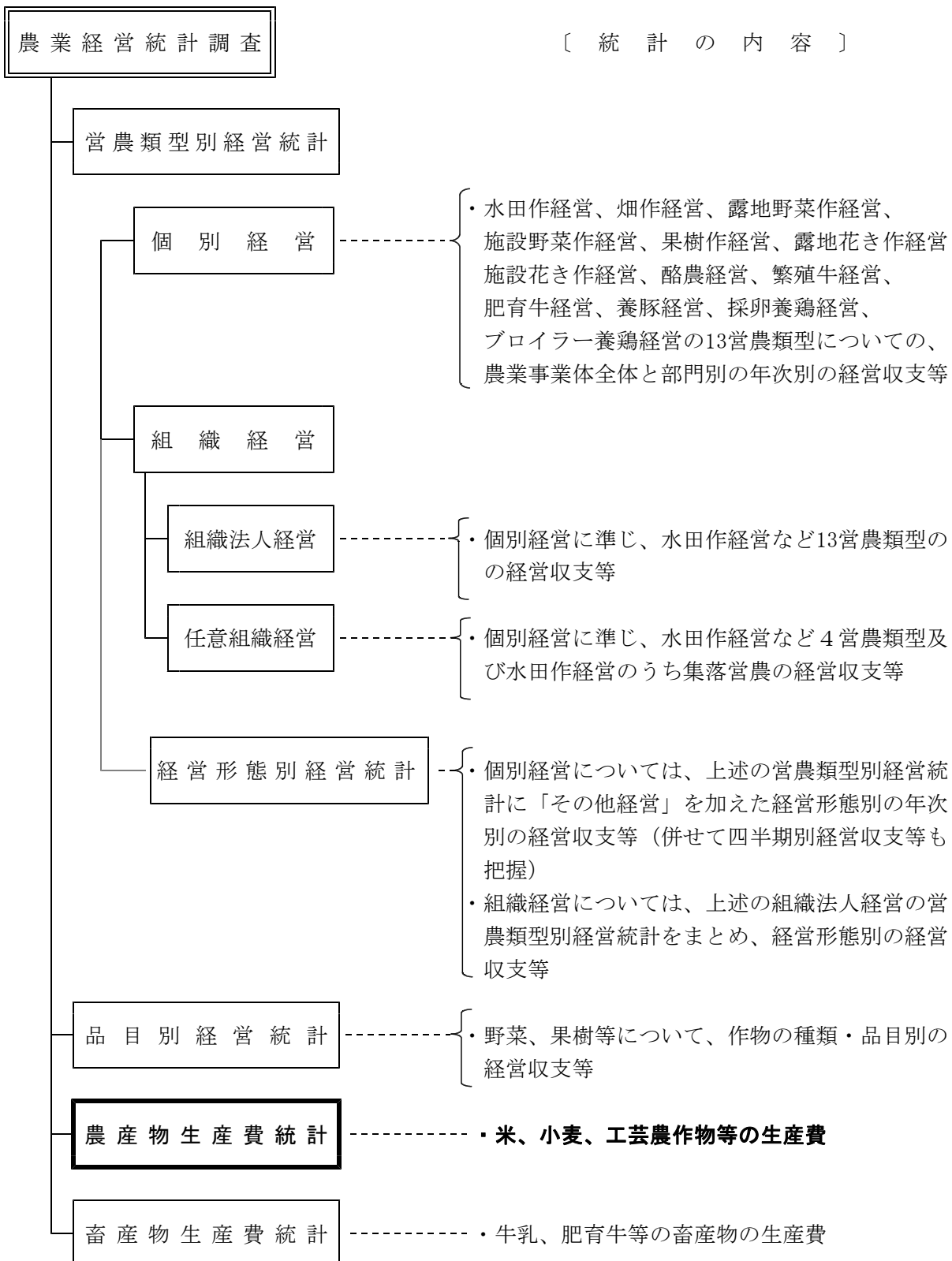
全国の対象作物作付規模別標本数を、都道府県別に、原則として2000年センサスによる対象作物作付規模別販売農家数に比例して配分した。

なお、大豆生産費統計については都道府県別に配分した後、「大豆の交付金単価等算定基礎データの調査（平成13年）」（生産局）結果による田作畑作別の作付生産者数に比例して田作畑作別に配分した。

エ 調査農家の抽出

2000年センサスによる対象作物販売農家について、都道府県別対象作物作付規模別ごとに対象作物作付規模の大きいものから順に配列したリストを作成し、同一規模階層に属する農家を上記ウで定めた対象作付規模別標本数で除して等分し、等分した各区分から1戸の農家を無作為に抽出した。

農業経営統計調査の体系



(8) 調査期間

調査期間は、次のとおりである。

調査対象作物	調査期間
原料用かんしょ 原料用ばれいしょ てんさい 大豆	平成17年1月～平成17年12月までの1か年
さとうきび	平成17年4月～平成18年3月までの1か年 (ただし、夏植え分については1か年半)

(9) 調査項目

- ア 調査作物の生産活動を維持・継続するために投入した費目別の費用、労働時間、品目別原単位量（調査作物を生産するのに要した肥料等生産資材の消費数量等の物量）、主産物及び副産物の収穫量と価額
- イ 農業就業者数、経営耕地面積、作付実面積、投下資本額、農機具の所有台数等

(10) 調査方法

調査農家による現金出納帳・作業日誌（記録簿）への記帳（自計申告）と職員の面接による聞き取り調査を併用した。

2 生産費統計における調査上の主な約束事項

(1) 農産物生産費の概念

農産物生産費統計において、「生産費」とは農産物の一定単位量の生産のために消費した経済費用の合計をいう。ここでいう費用の合計とは、具体的には、農産物の生産に要した材料（種苗、肥料、農業薬剤、その他の諸材料）、土地改良及び水利費、賃借料及び料金、物件税及び公課諸負担、労働費（雇用・家族（生産管理労働を含む。）、固定資産（建物、自動車、農機具、生産管理機器）の財貨及び用役の合計をいう。

各費目の具体的事例は、別表1を参照されたい。

(2) 主な約束事項

ア 生産費の種別（生産費統計においては、「生産費」を次の3種類に区分する。）

(ア) 「生産費（副産物価額差引）」

調査作物の生産に要した費用合計から副産物価額を控除したもの。

(イ) 「支払利子・地代算入生産費」

「生産費（副産物価額差引）」に支払利子及び支払地代を加えたもの。

(ウ) 「資本利子・地代全額算入生産費」

「支払利子・地代算入生産費」に自己資本利子及び自作地地代を擬制的に計算して算入したもの。

イ 物財費

調査作物を生産するために消費した流動財費（種苗費、肥料費、農業薬剤費、光熱動力費、その他の諸材料費等）と固定財（建物、自動車、農機具、生産管理機器の償却資産）の減価償却費の合計である。

なお、流動財費は、購入したものについてはその支払い額、自給したものについてはその評価額により算出した。

(ア) 自給物の評価

自給物の評価には、市価主義と費用価主義（費用価計算）の2つの評価方法があるが、自給肥料のうちたい肥、きゅう肥、緑肥については材料費のみ費用価計算を行い、労働時間は間接労働時間とし、間接労働費に評価計上した。

自給肥料の費用価は、自給肥料の生産に要する費用を材料（農機具の燃料を含む。）の使用数量と単価によって計算したものである。

たい肥、きゅう肥、緑肥以外の自給肥料、自給畜力（その他の諸材料に分類する。）、自給諸材料については、市価評価を行い計上した。

建物修繕、自動車修繕、農機具修繕、自動車補充及び農機具補充の自給については、その生産・修繕に用いた自給材料を生産費の該当費目に計上し、それに関わる労働時間は間接労働時間として労働費に評価計上した。

(イ) 償却資産の評価

建物、自動車、農機具及び生産管理機器のうち取得価額が10万円以上のものを償却資産として取扱い、減価償却計算を行った。

償却計算の方法は「定額法」とするが、10万円以上20万円未満の資産については3年

間で均一に償却することとした。なお、作目間の費用の配分（負担分）については、建物は使用延べ面積の割合、自動車、農機具及び生産管理機器は使用時間の割合によった。

また、償却資産の更新、廃棄等に伴う処分差損益は、調査作物の負担分を減価償却費に計上した。

ウ 労働費

調査作物の生産のために投下された家族労働の評価額と雇用労働に対する支払額の合計である。

(ア) 家族労働評価

調査作物の生産に投下された家族労働については、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の建設業、製造業及び運輸業に属する 5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した単価を乗じて計算したものである。

なお、平成10年産の生産費統計から、それまでの男女別評価から男女同一評価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金による評価）に改正した。

(イ) 労働時間

労働時間は、直接労働時間と間接労働時間に区分した。

直接労働時間とは、食事・休憩などの時間を除いた調査作物の生産に直接投下された労働時間（生産管理労働時間を含む。）であり、間接労働時間とは、自給肥料の生産、建物や農機具の自己修繕等に要した労働時間の調査作物の負担部分である。

なお、次に示すようなものは直接労働時間に含めた。

- a 庭先における農機具の調整及び取付け時間、宅地からほ場までの往復時間。
- b 共同作業受け労働や「ゆい」、「手間替え受け」のような労働交換。
- c 調査期間外の労働（例えば秋の田起こしなど）で、当該作物の作付けを目的とする投下労働時間。
- d ごく小規模な災害復旧作業時間。
- e 簡単な農道の改修作業時間。

また、作業分類の具体的事例は、別表 2 を参照されたい。

エ 費用合計

調査作物を生産するために消費した物財費と労働費の合計である。

オ 副産物価額

副産物とは主産物（生産費集計対象）の生産過程で主産物と必然的に結合して生産される生産物である。生産費においては、主産物生産に要した費用のみとするため、副産物を市価で評価（費用に相当すると考える。）し費用合計から差し引くこととしている。

カ 資本額と資本利子

(ア) 資本額

a 流動資本

「種苗費、肥料費、農業薬剤費、光熱動力費、その他の諸材料費、土地改良及び水利費、賃借料及び料金、物件税及び公課諸負担、建物修繕費及び購入補充費、自動車修繕費及び購入補充費、農機具修繕費及び購入補充費、生産管理費」の合計に $1/2$ （平均資本凍結期間 6 か月）を乗じたものを流動資本としている。

平均資本凍結期間を 6 か月としているのは、農作物の生産に当たって投下される

個々の資産はすべて生産開始時点に投下されるものではなく、生産過程の中で必要に応じて投下されるものであり、流動資本については生産過程における資本投下がほぼ平均的であることから、資本投下から生産完了までの平均期間が全体では1／2年間であるとみなしていることによる。

b 労賃資本

「家族労働費」と「雇用労働費」の合計に1／2（流動資本と同様の考えにより平均資本凍結期間を6か月とした）を乗じたものを労賃資本としている。

c 固定資本

「建物及び構築物、自動車、農機具、生産管理機器」の調査作物の負担部分現在価を固定資本としている。

負担部分現在価は、調査開始時現在価に調査作物の負担割合を乗じて算出した。

負担割合は、建物では調査期間中の総使用量（総使用面積×使用日数）から調査農産物の使用量（使用面積×使用日数）割合により、自動車及び農機具では調査期間中の総使用時間から調査農産物の使用時間割合により算出した。

(i) 資本利子

a 自己資本利子

総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利率4％を乗じて計算した。

b 支払利子

調査期間内に支払った調査作物の負担部分の支払利子額を計上した。

キ 地代

(ア) 自作地地代

自作地地代については近傍類地（調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料による。また、調査作物の作付地以外の土地で調査作物に利用される所有地（例えば、建物敷地など）については、同様に類地賃借料によって計上した。

なお、転作田（田作大豆）については、転作田の類地小作料により評価した。

(イ) 支払地代

支払地代は、実際の支払額による。調査作物の負担地代は、一筆ごとに調査期間中における作物別の粗収益又は調査作物の占有面積割合により負担率を算出し、これを支払地代総額に乗じて求めた。

3 調査結果の取りまとめと統計表の編成

(1) 調査結果の取りまとめ方法

ア 生産費の計算期間と計算範囲

計算期間は、当該作物の生産を始めてから収穫、調製が終了するまでの期間とし、計算範囲はその間の総費用とした。

なお、流通段階の諸経費（販売費、包装費、搬出費等）は、生産費計算の対象としない。

イ 生産費計算の対象農家の範囲

調査結果の集計は、調査農家のうち「脱落農家」（調査の途中で何らかの事由によって調査を中止した農家）、「収穫皆無農家」、過去5か年の10a当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の10a当たり平均収量（以下「平年作」という。）に対する調査年の収量の増減が70%以上であった農家及び大豆生産費統計における「混在作農家」を除く農家を対象とした。

なお、大豆生産費統計においては大豆の作付面積のうち、田作が80%以上を占める場合を「田作」、畑作が80%以上を占める場合を「畑作」、田作畑作のいずれも80%に満たない場合を「混在作」としている。

また、平成17年産の各調査の対象農家数は、原料用かんしょ生産費では調査農家53戸のうち51戸、原料用ばれいしょ生産費では同61戸全て、てんさい生産費では同110戸のうち108戸、大豆生産費では同423戸のうち393戸、さとうきび生産費では同158戸のうち155戸が該当した。

ウ 平均値の算出方法

平均値は各調査農家について取りまとめた個別の結果（様式は巻末の「個別結果表」に示すとおり）を用いて、全国又は規模階層別等の集計対象とする区分別に次のように算出した。

(ア) 農家1戸当たり平均値の算出

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i x_i}{\sum_{i=1}^n w_i}$$

$\bar{x}$: 当該区分の x の平均値の推定値

x_i : 調査結果において当該集計対象区分に属する i 番目の集計対象農家の x についての調査結果

w_i : 調査結果において当該集計対象区分に属する i 番目の集計対象農家のウエイト

n : 調査結果において当該集計対象区分に属する集計対象農家数

ウエイトは、都道府県別作付面積規模別に抽出時における調査農家数を2000年センサス結果等による農家数（大豆生産費については、調査農家の抽出がない都道府県・階層分は、当該都道府県が属する全国農業地域内の標本抽出のある同階層に加算し、その他については、隣接する調査農家の抽出がある階層に加算した。）で除した値（標本抽出率）

の逆数とし、調査農家別に定めた。したがって、加重平均値である。

(イ) 計算単位当たり生産費の算出

$$\frac{\text{当該区分の農家 1 戸当たり平均の生産費}}{\text{当該区分の農家 1 戸当たり平均の主産物生産量又は作付面積}} \times \text{計算単位}$$

計算単位当たり生産費は主産物計算単位当たり及び作付面積10 a 当たりの2とおりについて算出した。

(ウ) 計算単位

各作物別の主産物単位当たり生産費における計算単位は、次のとおりである。

調 査 作 物 名	主産物計算単位
てんさい、さとうきび	1 t
原料用かんしょ、原料用ばれいしょ	100kg
大 豆	60kg

エ 収益性指標（所得及び家族労働報酬）の計算

収益性指標は、農業経営全体の成果を部門別に計算し求めるべき性格のものであるが、ここでは調査作物と他作物との収益性を比較する指標として該当作物部門についてのみ取りまとめているので、利用に当たっては十分留意されたい。

(ア) 所得

生産費総額から家族労働費、自己資本利子及び自作地地代を控除した額を粗収益から差し引いたものである。

$$\text{所得} = \text{粗収益} - [\text{生産費総額} - (\text{家族労働費} + \text{自己資本利子} + \text{自作地地代})]$$

$$\text{ただし、生産費総額} = \text{費用合計} + \text{支払利子} + \text{支払地代} + \text{自己資本利子} + \text{自作地地代}$$

(イ) 1 日当たり所得

所得を家族労働時間で除し、これに8（1日を8時間とみなす。）を乗じて算出したものである。

$$1 \text{ 日当たり所得} = \text{所得} \div \text{家族労働時間} \times 8 \text{（1日換算）}$$

(ウ) 家族労働報酬

生産費総額から家族労働費を控除した額を粗収益から差し引いたものである。

$$\text{家族労働報酬} = \text{粗収益} - (\text{生産費総額} - \text{家族労働費})$$

(エ) 1 日当たり家族労働報酬

家族労働報酬を家族労働時間で除し、これに8（1日を8時間とみなす。）を乗じて算出したものである。

$$1 \text{ 日当たり家族労働報酬} = \text{家族労働報酬} \div \text{家族労働時間} \times 8 \text{（1日換算）}$$

(オ)（参考）奨励金を加えた場合

大豆生産費統計において、大豆交付金及び担い手支援・良質大豆生産誘導対策の助成金については出荷量に応じて一律に交付されることから、主産物価額に含めた。高品質

畑作大豆生産の推進及び産地づくり対策のうち麦・大豆品質向上対策による助成金については主産物価額には含めず、参考として奨励金を加えた場合の収益性に含めた。

原料用かんしょ、原料用ばれいしょ、てんさい及びさとうきび生産費統計においては、農業経営基盤強化特別対策の助成金は主産物価額に含めた。

(カ) (参考 1) 大豆作経営安定対策

平成12年産より行われている大豆作経営安定対策について、抛入金及び補てん金を参考として表章した。

(キ) (参考 2) 大豆作経営安定対策加入農家の補てん金を加えた収益性

集計対象農家のうち大豆作経営安定対策に加入している農家について集計したものであり、参考として補てん金等を加えた場合の収益性である。

(2) 統計の表章

ア 統計表の表章区分と表章内容

区 分	表 章 単 位	表 章 区 分	表 章 内 容
経営概要	1 戸 当 た り 作付面積10 a 当たり	1 販売農家平均 2 作付規模別 3 栽培型別 4 道府県別	労働力、土地、資本額
農機具所有台数及び収益性	1 戸 (10戸) 当たり 作付面積10 a 当たり	同 上	農機具装備、主産物数量、 収益性
生 産 費	作付面積10 a 当たり 主産物単位当たり	同 上	費目別生産費
労働時間	同 上	同 上	作業別労働時間
評 価 額	作付面積10 a 当たり	同 上	肥料費、農業薬剤費、自動車 及び農機具負担償却費の内訳
経営費及び粗収益	1 戸 当 た り	同 上	作目別収入、費目別経営費、 分析指標

注：1 作付規模別の表章作物は、原料用ばれいしょ、てんさい、大豆及びさとうきびである。

2 栽培型別の表章作物は、大豆である。

3 自動車及び農機具所有台数は、10戸当たりを単位として表示した。

イ 統計表章で用いた区分は、次のとおりである。

(ア) 道府県による区別

調査地域の表章は、調査道府県単位である。

(イ) 作付規模別による区分

調査作物により次のように区分した。

a 原料用ばれいしょ生産費統計

①3.0ha未満 ②3.0～5.0 ③5.0～7.0 ④7.0ha以上 (7.0～10.0、10.0ha以上)

- b てんさい生産費統計
 - ①3.0ha未満 ②3.0～5.0 ③5.0～7.0 ④7.0ha以上 (7.0～10.0、10.0ha以上)
 - c 大豆生産費統計
 - ①0.5ha未満 ②0.5～1.0 ③1.0～2.0 ④2.0～3.0 ⑤3.0ha以上 (5.0ha以上)
 - d さとうきび生産費統計
 - ①0.5ha未満 ②0.5～1.0 ③1.0～2.0 ④2.0～3.0 ⑤3.0～5.0 ⑥5.0ha以上 (7.0ha以上)
- (ウ) 栽培型別による区分
- 大豆については、栽培型として田畑別に区分して表示した。
- a 田作大豆
生産費調査農家の調査対象大豆の作付面積のうち、田作が80%以上を占める場合。
 - b 畑作大豆
生産費調査農家の調査対象大豆の作付面積のうち、畑作が80%以上を占める場合。
 - c 大豆計
大豆計を表章したものは、その大豆の田作大豆及び畑作大豆の合計（平均）である。

4 利用上の注意

(1) 農産物生産費調査の見直しに基づく調査項目の一部改正

農産物生産費調査は、近年における農業・農山村・農業経営の著しい実態変化を的確にとらえたものとするため平成2年～3年にかけて見直し検討を行い、その検討結果を踏まえ調査項目の一部改正を行った。（工芸農作物等生産費調査については平成3年産から適用）

したがって、平成3年産以降の生産費及び収益性等に関する数値は、厳密な意味で平成2年産以前のそれとは接続しないので、利用に当たっては十分留意されたい。

なお、改正の内容は次のとおりである。

ア 家族労働の評価方法を、「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）により算出した単価によって評価する方法に変更した。

イ 「生産管理労働時間」を家族労働時間に、「生産管理費」を物財費に新たに計上した。

ウ 土地改良に係る負担金の取扱いを変更することとし、維持費、償還金（整地、表土扱いに係るものを除く。）のうち調査作物の生産に必要な負担分を新たに計上した。

エ 減価償却費の計上方法を変更し、更新・廃棄等に伴う処分差損益（調査作物負担分）を新たに計上した。

オ 物件税及び公課諸負担のうち、調査作物の生産を維持・継続していく上で必要なものを新たに計上した。

カ 資本利子を支払利子と自己資本利子に、地代を支払地代と自作地地代に区分した。

キ 統計表章において、「第1次生産費」を「生産費（副産物価額差引）」に、「第2次生産費」を「資本利子・地代全額算入生産費」にそれぞれ置き換え、「生産費（副産物価額差引）」と「資本利子・地代全額算入生産費」の間に新たに、実際に支払った利子・地代を加えた「支払利子・地代算入生産費」を新設した。

(2) 農業経営統計調査への移行に伴う調査項目の一部変更

平成6年7月、農業経営の実態把握に重点を置き、農業経営収支と生産費の相互関係を明らかにするなど多面的な統計作成が可能な調査体系とすることを目的に、従来、別体系で実施していた農家経済調査と農畜産物生産費調査を統合し、農業経営統計調査へと移行した。

このため、生産費においては農産物の生産に係る直接的な労働以外の労働（購入附帯労働及び建物・農機具等の修繕労働等）を間接労働として関係費目から分離し、「労働費」及び「労働時間」に含め計上することとした。

(3) 家族労働評価方法の一部改正

家族労働の評価については、平成10年産から従来の男女別評価から男女同一評価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金による評価）に改正した。

(4) 平成15年産より、これまで小数点1位まで表示していた「土地（1戸当たり）」（単位：a）について整数表示とした。

(5) 自動車所有台数及び農機具所有台数の表示単位

経営概況のうち、自動車所有台数及び農機具所有台数は10戸当たりを単位として表示した。

(6) 農業経営統計調査の体系整備（平成16年）に伴う調査項目の一部変更

平成16年には、食料・農業・農村基本計画等の新たな施策の展開に応えるため、農業経営統計調査を、営農類型別・地域別に経営実態を把握する営農類型別経営統計に編成する調査体系の再編・整備する等の所要の見直しを行った。

これに伴い、平成7年より把握していた当該農家の農業経営全体の農業収支、自家農業投下労働時間等の把握を取りやめ、さらに自動車費を農機具費から分離・表章する等の一部改正を行った。

(7) 「毎月勤労統計」の産業分類改訂に伴う家族労働評価方法の一部変更

平成17年1月から「毎月勤労統計」の産業分類が改訂されたことに伴い、家族労働評価に使用する賃金データを建設業、製造業、運輸・通信業から、建設業、製造業、運輸業に改めた。

(8) 実績精度

主要項目の実績精度（標準誤差率＝標準誤差÷推定値）を示すと、下表のとおりである。

単位：％

区 分	原 料 用 かんしょ 生 産 費 (100kg当たり)	原 料 用 ばれいしょ 生 産 費 (100kg当たり)	てんさい 生 産 費 (1 t 当たり)	大 豆 生 産 費 (60kg当たり)	さとうきび 生 産 費 (1 t 当たり)
物 財 費	5.9	4.6	2.2	3.2	4.3
労 働 費	5.2	5.1	3.0	5.4	4.5
費 用 合 計	4.5	3.8	1.8	3.4	3.3
生産費（副産物価額差引）	4.5	3.8	1.8	3.4	3.3
支払利子・地代算入生産費	4.7	3.8	1.7	2.9	3.3
資本金子・地代全額算入生産費	4.3	3.6	1.7	3.0	3.2
粗収益（10a当たり）	2.7	2.0	1.5	0.6	2.4
所 得（10a当たり）	14.0	10.7	5.1	35.6	6.3

(9) 統計表中に用いた記号の用法は次のとおりである。

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「X」：個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため統計数値を公表しないもの

「0」、「0.0」：単位に満たないもの（例：0.4円 → 0円）

「△」：負数のもの

問い合わせ先：農林水産省 大臣官房 統計部 経営・構造統計課 農業経営統計班

電話：(03) 3502-8111 内線2743、2744

(03) 3591-0923（直通）